

## 国民健康保険法の改正に係る愛知県国民健康保険運営方針の改定について

### 1 経緯

子ども・子育て支援納付金の新設により、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）による改正後の国民健康保険法が令和8年4月1日から施行されることに伴い、愛知県国民健康保険運営方針においても改定する必要性が示された。

しかし、令和7年8月15日付け厚生労働省発事務連絡にて、都道府県国民健康保険運営方針の改定について、「都道府県が、市町村等との議論を行った上で、令和7年度中に国民健康保険運営方針を改定する必要はないと判断する場合は、令和8年度に行う中間見直し等において改定を行うこととしても差し支えない」と通知された。

### 2 愛知県の対応及び各市町村との協議

この通知を受けて、愛知県では、改定内容の協議、事務の効率化等のため、愛知県国民健康保険運営方針の子ども・子育て支援納付金に係る改定を、令和7年度中ではなく、令和8年度に行う中間見直しに合わせて行うことが適切と考え、令和8年1月23日付けで各市町村に意見を伺ったところ反対する意見はなかった。

### 3 方針

愛知県国民健康保険運営方針の子ども・子育て支援納付金に係る改定は、令和8年度に行う中間見直しに合わせて行うこととする。